



平成29年
1月31日(火)
第9471号

■ 目 次

ページ

告 示

○青少年に有害な図書類の指定（子育て・青少年課）	2
○保安林予定森林（森林保全課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	3
○道路の供用開始（同）	4
○同	4
○同	5
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧（都市計画課）	5

公 告

○農業振興地域の区域変更（農業構造政策課）	5
-----------------------	---

入 札 公 告

○一般競争入札の実施（下水道総合事務所）	6
○同	8
○同	10
○同（会計課）	13

■ 告 示

◎群馬県告示第26号

群馬県青少年健全育成条例(平成19年群馬県条例第19号)第14条第2項の規定により、青少年に有害な図書類を平成29年1月31日、次のとおり指定したので、同項後段において準用する同条例第13条第3項の規定により公示する。

平成29年1月31日

群馬県知事 大澤 正 明

指定番号	種別	題 名	雑誌コード 又は品番等	発行・製作 ・販売等
18192	書籍	世界殺人鬼ファイル殺人王 拷問篇 凶 鬼たちの悶絶遊戯	ISBN978-4-8 8469-609-2	有限会社太陽出版
18193	書籍	世界殺人鬼ファイル殺人王 美食篇 ~ 地獄の晩餐会~	ISBN4-88469 -350-7	有限会社太陽出版
18194	書籍	世界殺人鬼ファイル殺人王 実践篇 鬼 畜たちの残虐レッスン	ISBN978-4-8 8469-449-4	有限会社太陽出版
18195	書籍	世界殺人鬼ファイル殺人王 黒魔術篇 狂神たちの覚醒	ISBN978-4-8 8469-673-3	有限会社太陽出版
18196	雑誌	裏モノJAPAN 1月号	01805-01	株式会社鉄人社

指定理由 著しく青少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

◎群馬県告示第27号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

平成29年1月31日

群馬県知事 大澤 正 明

1 (1) 保安林予定森林の所在場所 高崎市上里見町字間野山4109の287

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字間野山4109の287(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所 桐生市菱町二丁目字北原2651の1、2651の2、字山谷戸2653の1

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

北原2651の1、2651の2、字山谷戸2653の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3 (1) 保安林予定森林の所在場所 富岡市妙義町菅原字大桁山2836の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大桁山2836の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4 (1) 保安林予定森林の所在場所 みどり市東町沢入1403

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月31日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	122号	邑楽郡邑楽町大字中野字赤谷戸3542番の1地先から同郡同町大字同字長良脇3720番の1地先まで	前	11.0～11.4	253.0
			後	11.3～27.6	253.0

◎群馬県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月31日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	122号	邑楽郡邑楽町大字中野字赤谷戸3542番の1地先から同郡同町大字同字長良脇3720番の1地先まで	平成29年1月31日

◎群馬県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月31日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋伊香保線	北群馬郡吉岡町大字上野田字見晴3367番の2地先から同郡同町大字同字同3358番地先まで	平成29年1月31日

◎群馬県告示第31号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月31日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	金井小幡線	甘楽郡甘楽町大字上野字薬師前2952番の1地先から同郡同町大字同字榎木27番の1地先まで	平成29年1月31日

◎群馬県告示第32号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、太田都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年1月31日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画区域区分 吉沢原宿地区及び東長岡西地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 太田市吉沢町、原宿町、丸山町、清原町及び東長岡町の各一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所及び太田市都市政策部都市計画課

■ 公 告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条の規定により、太田農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成29年1月31日

群馬県知事 大澤 正 明

変更後の太田農業振興地域は、太田市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示(平成29年群馬県告示第32号)後の都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域
- 2 平成17年3月27日現在の太田市の区域のうち、河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項及び第6条第1項の規定による一級河川利根川及び渡良瀬川の河川区域
- 3 昭和32年建設省告示第775号による都市計画法第11条第1項第2号の規定による太田都市計画公園第1号公園(東山公園)及び第2号公園(西山公園)の区域

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成29年1月31日

群馬県下水道総合事務所長 村田 知宏

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤その1購入（単価契約） 年間予定調達数量 200t
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤その1購入仕様書による。
- (3) 契約期間 平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで
- (4) 納入場所 県央水質浄化センター 重力濃縮棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。入札書には、1kg当たりの単価を記載すること。なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、本件入札公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成29年2月10日（金）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月28日（火）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。
- (7) 当該調達物品若しくはこれと同等品を、平成23年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社又は公団に限る。）に100t/年以上納入した実績を有する者又は当該調達物品若しくはこれと同等品について、年間を通じて安定供給が行えることを証明する資料等を添付し、仕様書に記載された事項を確実に履行できると認められる者であること。

ただし、いずれの場合にも、同等品の場合は、仕様書の品質・規格等を満たし、下水汚泥への投入型消臭剤として良好に使用された実績を有する製品であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬

県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係(担当 山口) 電話0270-65-7557

- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 平成29年1月31日(火)から同年2月28日(火)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成29年3月7日(火)までに通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成29年2月28日(火)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参(郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤その1購入(単価契約)入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。)

ウ 提出部数 1部

- (5) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年3月15日(水)午後1時30分 群馬県下水道総合事務所3階第二会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月14日(火)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「平成29年3月15日(水)午後1時30分開札 県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤その1購入(単価契約)入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 免除

(4) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 契約の確定 本件入札公告に係る契約は、平成29年度歳入歳出予算が平成29年3月31日までに群馬県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させるものであり、可決されなかった場合その他の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Tomohiro Murata, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Deodorizing chemical (Charging type No.1) for treating at Kenou Water Purification Center / Estimated annual consumption: 200 t/year
- (3) Term of Contract: From April 1, 2017 to March 31, 2018
- (4) Delivery place: Gravity Concentration Building, Kenou Water Purification Center, Kaminote-chinai, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: February 28, 2017 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: March 15, 2017 at 1:30 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than March 14, 2017 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557(Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成29年1月31日

群馬県下水道総合事務所長 村田知宏

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤その2購入（単価契約） 年間予定調達数量 100t
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤その2購入仕様書による。
- (3) 契約期間 平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで
- (4) 納入場所 県央水質浄化センター 汚泥処理棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。入札書には、1kg当たりの単価を記載すること。なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されてい

る者であること。

なお、本件入札公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成29年2月10日（金）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月28日（火）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

(4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

(7) 当該調達物品若しくはこれと同等品を、平成23年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社又は公団に限る。）に50t/年以上納入した実績を有する者又は当該調達物品若しくはこれと同等品について、年間を通じて安定供給が行えることを証明する資料等を添付し、仕様書に記載された事項を確実に履行できると認められる者であること。

ただし、いずれの場合にも、同等品の場合は、仕様書の品質・規格等を満たし、下水汚泥への投入型消臭剤として良好に使用された実績を有する製品であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係（担当 山口） 電話0270-65-7557

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 平成29年1月31日（火）から同年2月28日（火）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成29年3月7日（火）までに通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成29年2月28日（火）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参（郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤その2購入（単価契約）入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。）

ウ 提出部数 1部

(5) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年3月15日（水）午後2時 群馬県下水道総合事務所3階第二会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月14日（火）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「平成29年3月15日（水）午後2時開札

県中央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤その2購入(単価契約)入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (7) 契約の確定 本件入札公告に係る契約は、平成29年度歳入歳出予算が平成29年3月31日までに群馬県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させるものであり、可決されなかった場合其他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Tomohiro Murata, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Deodorizing chemical (Charging type No.2) for treating at Kenou Water Purification Center / Estimated annual consumption: 100 t/year
- (3) Term of Contract: From April 1, 2017 to March 31, 2018
- (4) Delivery place: Sludge Treatment Building, Kenou Water Purification Center, Kaminote-chinai, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: February 28, 2017 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: March 15, 2017 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than March 14, 2017 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557(Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成29年1月31日

群馬県下水道総合事務所長 村田知宏

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤購入（単価契約） 年間予定調達数量 100t
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書及び県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤購入仕様書による。
- (3) 契約期間 平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで
- (4) 納入場所 県央水質浄化センター 汚泥処理棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。入札書には、1kg当たりの単価を記載すること。なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、本件入札公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成29年2月10日（金）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月28日（火）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。
- (7) 当該調達物品若しくはこれと同等品を、平成23年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社又は公団に限る。）に50t/年以上納入した実績を有する者又は当該調達物品若しくはこれと同等品について、年間を通じて安定供給が行えることを証明する資料等を添付し、仕様書に記載された事項を確実に履行できると認められる者であること。

ただし、いずれの場合にも、同等品の場合は、仕様書の品質・規格等を満たし、下水汚泥への散布型消臭剤として良好に使用された実績を有する製品であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係（担当 山口） 電話0270-65-7557
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。
なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 平成29年1月31日（火）から同年2月28日（火）までの毎日。ただし、上記

(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成29年3月7日(火)までに通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成29年2月28日(火)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参(郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤購入(単価契約)入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。)

ウ 提出部数 1部

(5) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年3月15日(水)午後2時30分 群馬県下水道総合事務所3階第二会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月14日(火)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「平成29年3月15日(水)午後2時30分開札 県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤購入(単価契約)入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 免除

(4) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 契約の確定 本件入札公告に係る契約は、平成29年度歳入歳出予算が平成29年3月31日までに群馬県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させるものであり、可決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Tomohiro Murata, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required: Deodorizing chemical (Diffusing type) for treating at Kenou Water Purification Center / Estimated annual consumption: 100 t/year

(3) Term of Contract: From April 1, 2017 to March 31, 2018

- (4) Delivery place: Sludge Treatment Building, Kenou Water Purification Center, Kaminote-chinai, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan
- (5) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: February 28, 2017 at 5:00 p.m.
- (6) Time-limit for tender: March 15, 2017 at 2:30 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than March 14, 2017 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557(Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成29年1月31日

群馬県知事 大澤 正 明

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 除雪ドーザ（11t級、車輪式、サイドスライドアングリングブラウ） 1台
- (2) 調達物品の特質等 詳細は、入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成29年7月31日
- (4) 納入場所 中之条土木事務所三原事業所 群馬県吾妻郡嬭恋村大字三原876番地9号
- (5) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であり、かつ、等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成29年2月3日（金）までに群馬県会計局会計課に入札参加資格審査申請を行い、同月14日（火）までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることを確認し、群馬県会計局会計課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けて

いない者であること。

(5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。

(6) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、相当期間の生産実績又は販売実績を有することを証明した者であること。

(7) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に行い得ることを証明した者であること。

(8) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計課契約調達係 担当 茂木大輔 電話027-226-3819 (ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) による。なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 平成29年1月31日(火)から同年2月14日(火)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札及び開札の日時 平成29年2月20日(月)午前10時

(5) 入札及び開札の場所 群馬県庁13階131会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、平成29年2月17日(金)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「除雪ドーザ(11t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ)一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、当該調達物品を納入できることを証明する書類を平成29年2月14日(火)までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、県から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを平成29年2月14日(火)までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、県において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに県に説明し、県との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更に応ずべきものとする。説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつ

て有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Osawa, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details: 1 Snow Removal Dozer(11-ton-class, wheeled, with side slide-angling plow) will be bid on at 10:00 a.m. on February 20, 2017

(3) Delivery period: July 31, 2017

(4) Contact point for the notice: Daisuke Mogi, Contract and Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Gunma Prefectural Government 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel 027-226-3819(Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
